

2018年、新年明けましておめでとうございます。

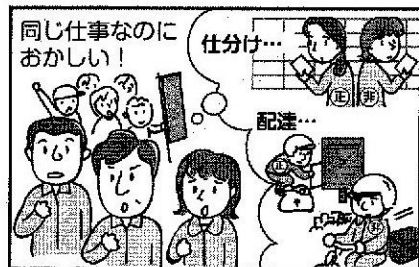
小倉生活と健康を守る会の会報をお読みの皆さん、いつも、会報「生活と健康を守る」を読んでいただきありがとうございます。

小倉生健会は、10年前に再建し、昨年から毎月「会報」を発行して参りました。多くの激励をいただきありがとうございます。新しい年も、皆さんのお力をお借りしながら頑張りますのでよろしくお願いいたします。

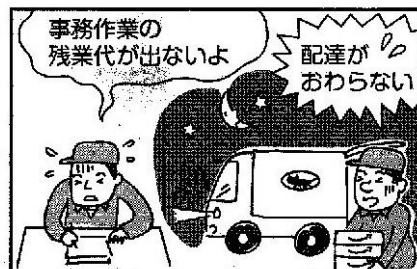
# あなたの職場では、こんなことはありませんか？

漫画は「しんぶん赤旗」より

## 日本郵政での非正規労働者差別 是正



## クロネコヤマトでのサービス残業 是正



## JAL でのマタハラ (妊娠・出産・子育て) 是正



1面で掲載しました、生活保護費の連続引き下げ中止を求める要請書です。団体でも、個人でも安倍総理大臣と、加藤厚労大臣に直接又は、小倉生健会でまとめて送りましょう。

国民には、不当な政治に対して直接、陳情・請願する権利があります。送り先：〒100-8968 東京都千代田区永田町2丁目3番1号 安倍晋三 宛

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
厚生労働大臣 加藤勝信 様

## 生活保護費引き下げ中止を求める要請書

厚生労働省は、2017年12月8日、生活保護費のうち食費や衣服費、光熱費などの生活費をまかなう「生活扶助」や「母子加算」を削減する「見直し案」を発表しました。

その内容は、都市部や多人数世帯、一人親子育て中の人などが減額されるケースが多く、最大で、1割以上が引き下げられるものです。前回の引き下げと合わせると約2割の削減となり、生活保護利用者の生活そのものが成り立たなくなり、健康で文化的な生活がさらに奪われることとなります。

生活保護基準の引き下げは、生活保護利用者だけでなくとどまらず、住民税の非課税限度額や就学援助など、他のさまざまな制度にも連動しているため、一般の人にも大きな影響を及ぼし、貧困をますます拡大させることとなります。

今回の厚労省案は、制度を利用していない低所得者との消費水準比較で算出されています。低所得者との比較で基準を決めることを問題視する専門家は多いです。

このように、「見直し案」は、国民の生存権を著しく侵害し、貧困を拡大し、生活保護法の根幹を改悪するもので、断じて認めることができません。

生活保護基準の引き下げを中止し、憲法と生活保護法に基づいて、生活保護行政を推進するよう要請します。

団体・個人名

代表者名

住所

連絡先

2018年 月 日